

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年9月26日

岩手県災害対策本部長

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

岩手県災害対策本部規程（平成8年岩手県災害対策本部長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第4（第10条、第12条関係）			別表第4（第10条、第12条関係）		
広域支部の名称等			広域支部の名称等		
名 称	所管区域	構成地方支部	名 称	所管区域	構成地方支部
[略]			[略]		
岩手県災害 対策本部 南広域支部	花巻市 北上市 遠野市 一関市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 <u>東磐井 郡</u>	[略]	岩手県災害 対策本部 南広域支部	花巻市 北上市 遠野市 一関市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡	[略]
[略]			[略]		
別表第5（第15条、第17条関係）			別表第5（第15条、第17条関係）		
地方支部の名称等			地方支部の名称等		
名 称	所管区域	構成機関又は組織	名 称	所管区域	構成機関又は組織
[略]			[略]		
岩手県災害 対策本部一 関地方支部	一関市 西磐井郡 <u>東磐井郡</u>	県南広域振興局総務部一関総 務センター 県南広域振興局 県税部一関県税センター 県 南広域振興局保健福祉環境部 一関保健福祉環境センター 県南広域振興局農政部一関農 林振興センター 県南広域振 興局農政部一関農村整備セン ター 県南広域振興局土木部 一関土木センター 県南広域 振興局土木部千厩土木センタ ー 岩手県南家畜保健衛生 所 岩手県立磐井病院 岩手 県立南光病院 <u>岩手県立千厩 病院</u> 岩手県立大東病院 県 南教育事務所 岩手県立一関 第一高等学校附属中学校 岩 手県立一関第一高等学校 岩	岩手県災害 対策本部一 関地方支部	一関市 西磐井郡	県南広域振興局総務部一関総 務センター 県南広域振興局 県税部一関県税センター 県 南広域振興局保健福祉環境部 一関保健福祉環境センター 県南広域振興局農政部一関農 林振興センター 県南広域振 興局農政部一関農村整備セン ター 県南広域振興局土木部 一関土木センター 県南広域 振興局土木部千厩土木センタ ー 岩手県南家畜保健衛生 所 岩手県立磐井病院 岩手 県立南光病院 <u>岩手県立千厩 病院</u> 岩手県立大東病院 県 南教育事務所 岩手県立一関 第一高等学校附属中学校 岩 手県立一関第一高等学校 岩

	手県立一関第二高等学校 岩 手県立一関工業高等学校 岩 手県立花泉高等学校 岩手県 立大東高等学校 岩手県立千 厩高等学校 岩手県立一関清 明支援学校 岩手県一関警察 署 岩手県千厩警察署	手県立一関第二高等学校 岩 手県立一関工業高等学校 岩 手県立花泉高等学校 岩手県 立大東高等学校 岩手県立千 厩高等学校 岩手県立一関清 明支援学校 岩手県一関警察 署 岩手県千厩警察署
[略]	[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この訓令は、平成23年9月26日から施行する。